

静岡県告示第722号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定したので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示する。

令和5年12月19日

静岡県知事 川勝平太

- 1 形質変更時要届出区域
御前崎市白羽字新田254番、260番2、264番1、350番1の各一部（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
 - 3 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- （「次の図」は省略し、その図面を静岡県庁及び西部健康福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）